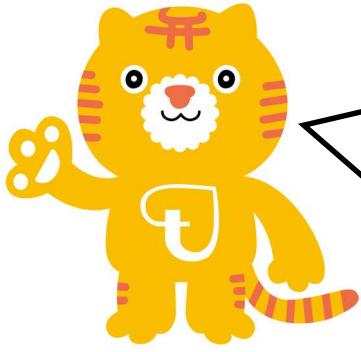


～出所後の生活に不安がある方へ～

# よりそい弁護士制度

始まります。



東弁公式キャラクター  
べんとらー

## まずは、ご相談を！

専用書式にてFAXまたは郵送でお申込みください。  
専用書式は東京弁護士会のウェブサイトで入手可能です。

### こんなことやってます

#### 住まいについて



まず、住むところを確保しましょう。住居は生活の基盤です。ひとりで探すよりも効率もよくなるはずです。

#### 暴力団離脱



暴力団からの離脱は、ひとりではできません。断固たる決意をもって、弁護士と新しい一步を踏み出しましょう。

#### 自分自身の治療



「暴力(DV)をふるいたくない」「二度と覚醒剤には手を出したくない」「アルコール依存症を治療したい」弁護士が治療に向けた橋渡しを行います。

#### 生活費について



お金がなければ、今日の食事にもありつけません。生活保護や年金の受給申請、さらに保険料の免除の申請も弁護士なら対応可能です。

#### 職場・学校について



「捕まってしまって、元の職場へ帰りづらい」「学校に復学するのにどうすればいいのかわからない」そんなあなたを、弁護士がサポートします。

#### 障害者手帳の取得

障害者手帳

「自分は障害者手帳を持つ対象なのだろうか?」「手帳を持つメリットって?」「申請が面倒そう…」まず、弁護士と相談をしてみましょう。申請も弁護士とならスムーズにすすみます。

よりそい弁護士制度とは、罪に問われた人や非行に問われた少年によりそい、社会復帰・更生のために、刑事施設・少年院などに収容中や出院後を問わず、必要とされる支援を弁護士が無償で提供する制度です。東京弁護士会も、いよいよ2025年度より本制度をスタートしました。